

一般廃棄物処理広域化基本計画

（ごみ処理基本計画）
（生活排水処理基本計画）

【改定版】

令和2年改定

令和7年一部改定

令和8年一部改定（素案）

名寄市・美深町・下川町・音威子府村

（名寄地区衛生施設事務組合）

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）の概要

第1編 総論

◆第1章 （略）

◆第2章 地域特性

第1節～第3節 （略）

第4節 将来計画の策定状況

1～4 （略）

5 名寄地区衛生施設事務組合

5.1.3 資源ごみ

(1) 略

(2) 広域処理の基本方針

- ・資源化施設の基本方針を変更

5.2 （略）

第2編 ごみ処理基本計画

◆第1章 （略）

◆第2章 ごみ処理基本計画

第1節～第2節 （略）

第3節

1～4 （略）

5 ごみ処理量推計

5.1 令和8年度までのごみ処理量推計

(1) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設

- ・令和6年度からは、ペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業連携協定に基づき、水平リサイクルを行っているため、実態に合わせた体制に変更。

(2)～(6) （略）

5.2 令和9年度のごみ処理量推計

(1) 広域破碎選別処理施設

- ・「粗大ごみ」を「大型ごみ」に変更

(2) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設

- ・令和6年度から取り組んでいるペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業を継続する旨に変更。

(3) 広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設

- ・令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に基づく、再商品化計画の大臣認定を目指し、プラスチック容器包装類とプラスチック製品の一括回収・リサイクルを実施する。

(4) 広域焼却処理施設

- ・ペットボトル及びプラスチック容器包装類等の処理変更に伴う、焼却処理対象物の変更。

(5)・(6) （略）

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）の概要

6 （略）

第4節

1 （略）

2 収集運搬計画

(1) 基本方針

- ・「粗大ごみ」を「大型ごみ」に変更

(2) （略）

(3) 収集運搬体制

- ・令和9年度からの分別区分変更後の収集・運搬体制を表2.2.66-2とする。

表 2.2.66-2 収集体制(令和9年度から)

名 寄 市	分別区分	地区	収集回数	収集方式
	燃やせるごみ	名寄地区市街地	週2回	戸別収集
		風連地区	週2回	ステーション収集
		その他の地域	週2回	戸別収集
	燃やせないごみ 小型家電 危険ごみ	名寄地区市街地	週1回	戸別収集
		風連地区	週1回	ステーション収集
		その他の地域	週1回	戸別収集
	プラスチック資源	名寄地区市街地	週1回	戸別収集
		風連地区	週1回	ステーション収集
		自衛隊区	週2回	戸別収集
		その他の地域	週1回	戸別収集
	びん・缶・ペットボトル	名寄地区市街地	週1回	戸別収集
		風連地区	週1回又は月2回	ステーション収集
		自衛隊区	週2回	戸別収集
		その他の地域	週1回	戸別収集
	古紙類	名寄地区市街地	月2回	戸別収集
		風連地区	週1回又は月2回	ステーション収集
		自衛隊区	週2回	戸別収集
		その他の地域	週1回	戸別収集
	大型ごみ	全地区	随時	戸別収集

(4) 分別区分

- ・令和9年度からの分別収集区分を表2.2.67-2とする。

表 2.2.67-2 分別収集区分(令和9年度から)

名 寄 市	分別区分	収集区分	内容
	燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず、木くず等
	燃やせないごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ
	小型家電	小型家電	小型家電、充電式電池
	プラスチック資源	プラスチック資源	プラスチック容器包装類 プラスチック製品(100%プラスチック素材で50cm未満に限る)
	びん・缶・ペットボトル	びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトル
	古紙類	古紙類	紙製容器包装類 新聞類、雑誌類、段ボール、紙バック

一般廃棄物処理広域化基本計画の一部改定（素案）の概要

	危険ごみ	危険ごみ	水銀使用製品類、乾電池、ボタン電池等、スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	大型ごみ	大型ごみ	大型ごみ（事前申込制）

3 中間処理計画

- (1) （略）
- (2) 中間処理の方法
 - ・「粗大ごみ」を「大型ごみ」に変更
- (3) 中間処理量
 - ・計画処理量を修正
- (4) 中間処理施設の整備計画
 - ・資源化施設の更新計画を削除

4 最終処分計画

- (1) （略）
- (2) 最終処分の方法
 - ・「粗大ごみ」を「大型ごみ」に変更
- (3)・(4) （略）

5 その他の計画

- (1) 災害時に発生する廃棄物対策の基本的事項
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う文言修正
- (2) （略）

第3編 生活排水処理基本計画

◆第3－1編 （略）

◆第3－5編 名寄地区衛生施設事務組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理方針

第1章 （略）

第2章 し尿及び浄化槽汚泥の処理方針

第1節・第2節 （略）

第3節 その他の計画

- 1 災害時に発生する廃棄物対策の基本的事項
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う文言修正
- 2 （略）